

# 被災された方のための 生活支援情報

第 31 号  
平成 25 年 3 月 27 日  
仙台市復興事業局生活再建支援室

TEL 214・8559 FAX 214・5130  
〒 980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1

## 建築確認申請手数料等の免除期間を延長します

東日本大震災により被災された方を対象とした、建築物などの建築確認申請手数料等の免除期間を、平成 26 年 3 月 10 日まで延長します。

**問い合わせ** 区役所街並み形成課 (☎は下欄)、建築指導課 ☎214・8347

## 固定資産税・都市計画税のお知らせ

### ■東日本大震災による固定資産税・都市計画税の軽減措置について

東日本大震災で被災した固定資産の所有者等が、これに代わる新たな固定資産を取得した等の場合には、固定資産税・都市計画税の軽減措置を受けられることがあります。詳しい内容や申告手続きについては、お問い合わせください。

対象資産	内容	適用期限
滅失または損壊した住宅に係る住宅用地の代替土地 (被災代替土地)	平成33年3月31日までに取得した被災代替土地について、一定の部分、更地であっても住宅用地と見なし、課税標準の特例を適用するもの	取得した翌年から3年間
滅失または損壊した家屋の代替家屋 (被災代替家屋)	平成33年3月31日までに取得または改築した被災代替家屋について、一定の床面積の税額を軽減するもの	取得または改築の翌年から6年間
滅失または損壊した償却資産の代替償却資産 (被災代替償却資産)	平成28年3月31日までに取得または改良した被災代替償却資産について、課税標準の特例を適用するもの	取得または改良の翌年から4年間

◆代替資産を取得などをした翌年の1月31日までに

申告が必要です

**問い合わせ** 物件が所在する地域の下表の担当課

### ■固定資産税課税明細書をご確認ください

平成25年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書は、4月8日(月)頃に発送します。

東日本大震災の影響により、家屋が滅失するなど資産内容の変更が例年より多くなっており、家屋の滅失届を提出いただけなかった場合などには、現況と一致しないことも考えられます。納税通知書の3枚目以降(資産の件数が多い場合は、別紙でお送りしています)に添付している課税明細書をご確認いただき、記載の内容が平成25年1月1日現在における各資産の状況と異なる場合は、ご連絡ください。

**問い合わせ** 資産が所在する地域の下表の担当課

取り扱い業務	電話番号	担当課
土地・家屋について	青葉区に所在する物件 (土地) 214・8596 (家屋) 214・8604	北固定資産税課
	泉区に所在する物件 (土地) 214・8597 (家屋) 214・8605	
	宮城野区・若林区に所在する物件 (土地) 214・8689 (家屋) 214・8694	南固定資産税課
	太白区に所在する物件 (土地) 214・8690 (家屋) 214・8695	
償却資産について	214・8619	資産課税課

## 郵便物の転送手続きをお願いします

仮設住宅からの退去など、お引越しの際には、郵便局で郵便物の転送手続きをお願いします。

また、転送の期限は1年間となっており、再度手続きを行うことで、転送期間をさらに1年間更新することができます。必要に応じて手続きをお願いします。

**問い合わせ** 生活再建支援室 ☎214・8559

### 市役所・区役所などの電話番号

仙台市役所 ☎261・1111(代)	太白区役所 ☎247・1111(代)
青葉区役所 ☎225・7211(代)	泉区役所 ☎372・3111(代)
宮城野区役所 ☎291・2111(代)	宮城総合支所 ☎392・2111(代)
若林区役所 ☎282・1111(代)	秋保総合支所 ☎399・2111(代)

仙台市ホームページ  
<http://www.city.sendai.jp/>  
仙台市携帯電話用ホームページ  
<http://www.city.sendai.jp/m/>

## 他市町村から仙台市へ避難されている方も市民健診が受けられます

震災によりお住まいの住宅が半壊以上の認定を受けるなどの一定の被害に遭い、住民票を異動しないで仙台市へ避難されている方も、市民健診（基礎健診、がん検診など）が受けられます（職場等や住民票所在地で受けられる方を除く）。

対象となる方の詳細、申し込み方法、実施時期、内容についてはお問い合わせください。

◆受付期間＝4月1日～11月29日

問い合わせ 区役所家庭健康課・総合支所保健福祉課  
☎は裏面下欄)

## 義援金等の申請・相談窓口および問い合わせ先を変更します

4月1日から、義援金等の申請・相談窓口と義援金等に関する問い合わせ先を次のとおり変更します。なお、業務内容等は変更ありません。

	変更前 (3月29日まで)	変更後 (4月から)
義援金等申請・相談窓口	市役所本庁舎1階 (平日9:00～16:30)	市役所本庁舎5階 社会課分室 (平日9:00～16:30)
問い合わせ先	義援金等相談ダイヤル ☎214・8488 (平日9:00～17:00)	被災者支援情報ダイヤル ☎214・3805 (平日9:00～17:00)

※各区役所および宮城総合支所においても、引き続き義援金等の申請・相談の受け付けを行います（平日9:00～16:30。☎は裏面下欄）

## 被災により水洗トイレ等が使用できない方へ

震災による宅内排水設備の破損などによって水洗トイレ等が使用できず、下水を公共下水道に流すことができない方は、下水道使用料が賦課されません。

現在、水洗トイレを使用できず、下水道使用料が請求されている方は、お問い合わせください。

問い合わせ 建設局業務課☎214・8809

## 中野小学校校舎のお別れ会を開催します

中野小学校の校舎、体育館およびプールの解体工事が始まる予定です。

解体に当たり、これまで長きにわたって子どもたちの成長を支え、見守ってきた校舎等のお別れ会を開催します。

◆日時＝4月7日(日)10:00～11:00

◆会場＝中野小学校校庭（宮城野区中野字西原152）

◆どなたでもご参加いただけます

◆直接会場へお越しください

問い合わせ 学事課☎214・8860

## 原子力損害賠償に関する問い合わせ先について

東京電力株式会社では、福島第一・第二原子力発電所の事故による被害の賠償について、下記の相談窓口を開設しています。

なお、賠償の詳細については、東京電力ホームページ<http://www.tepco.co.jp/>でもご確認ください。

問い合わせ

◇賠償に関する電話でのお問い合わせ

東京電力株式会社 福島原子力補償相談室（コールセンター）☎0120・926・404（9:00～21:00）

◇相談窓口

東京電力株式会社 東北補償相談センター相談窓口

◆所在地＝青葉区一番町4-6-1仙台第一生命タワービル1階

◆相談受付時間＝平日9:00～17:00（年末年始を除く）

## エル・ソーラ仙台 女性相談

震災後の夫婦関係、男女の問題、家族、子育て、人間関係、こころの問題、DVなど、さまざまな問題に女性相談員が応じます（託児あり。要予約）。

◆面接相談＝毎週月～土曜日（要予約）

◆電話相談＝毎週月・水～土曜日9:00～15:30

申し込み・問い合わせ エル・ソーラ仙台☎268・8302  
（面接相談予約）、☎224・8702（電話相談）

## 暴力に悩む女性の方へ

DVなどの暴力で悩んでいる方は、ご相談ください。

仙台市「女性への暴力相談電話」☎268・5145

◆受付時間＝平日9:00～17:00（火曜日は19:00まで。年末年始を除く）

★「被災された方のための生活支援情報」の送付先の変更や、送付の停止については、仙台市復興事業局生活再建支援室☎214・8559までご連絡ください。